

令和6年度広島県立加計高等学校連携型中高一貫教育に関する選抜実施要項

〒731-3501 広島県山県郡安芸太田町大字加計3780-1
電話：0826-22-0488 FAX：0826-22-1691
<https://www.kake-h.hiroshima-c.ed.jp/>

1 選抜の趣旨

本校への進学に明確な目的意識をもち、かつ向上心と学習意欲をもつ生徒の入学を促進するとともに、本校における地域に根ざした教育を受けるに足る能力・適性等を判定するため、連携型中高一貫教育に関する選抜を行う。

2 課程、学科、定員

課程	学科	定員
全日制	普通科	24人

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標

地域貢献や国際交流などの体験的・探究的活動等を通して、他者を慮り、地域社会に貢献できる人材を育成する。

(2) 育てたい生徒像

- ア 体験的な活動を通して、自ら課題を発見し、自主的・協働的に探究することができる生徒
- イ 起業家精神を身に付け、新たなことに積極的に挑戦できる生徒
- ウ 国際感覚を身に付け、多様な価値観を慮ることができる生徒

(3) 入学者受入方針

入学後、様々なことにチャレンジし、自分の殻を破って成長しようとする意欲と熱意をもった人材を求める。特に、次に挙げる活動に積極的に取り組むことができること。

- ア 主体的な学び（協調学習、ミライ探究プロジェクト、公営塾等）
- イ 応募活動（様々なコンテスト、コンクール、発表会等）
- ウ 地域・ボランティア活動（異年齢交流、地域貢献活動等）
- エ 国際交流活動（姉妹校交流、外国人来校者との交流等）

(4) 教育課程（教育課程の編成及び実施に関する方針）

本校の教育目標に基づき、次の方針に従って教育課程を編成し、実施する。

- ア 第1学年から総合的な探究の時間を中核として、自身の興味・関心に応じた地域の産業や資源の活用について考察したり、国際理解に関するテーマに沿って活動したりすることにより、地域や社会に対する認識を深め、自己の生き方、在り方を考える。
- イ 第2学年から、進路希望に応じ、文系・理系、保育・福祉、ビジネスの各類型を選択して履修する。
- ウ 3年間を通して、推進4項目（主体的な学び、応募活動、地域・ボランティア活動、国際交流活動）を行う。

4 出願資格

広島県立高等学校学則に定める連携型中学校（安芸太田町立加計中学校又は安芸太田町立安芸太田中学校）を令和6年3月に卒業する見込みの者で、次の条件を満たす者とする。

- (1) 本校を志望する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (2) 本校に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。

5 出願

(1) 方式

志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

(2) 期間

ア 出願登録

(ア) 志願者登録・中学校確認登録

令和6年1月24日（水）から2月5日（月）16時まで

(イ) 高等学校確認登録

令和6年2月6日（火）から2月9日（金）正午まで

イ 調査書等提出

令和6年2月14日（水）から2月21日（水）正午まで

中学校長が郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、2月20日（火）までに必着するよう提出すること。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、9時から16時（12時35分から13時20分を除く。）最終日は正午までとする。学校が定める休日等には入学者選抜事務の取扱いを行わない。

(3) 手続

手続きは、インターネット出願システムにより行う。

詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア 出願登録

(ア) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、中学校長の確認登録を受ける。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、2月20日（火）正午までに、入学者選抜料（2,200円）を納付する。

(イ) 中学校長

a 確認登録

中学校長は、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。
なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

中学校長は、2月20日(火)正午までに、志願者が入学者選抜料(2,200円)を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 調査書等提出

(ア) 志願者

志願者は、中高連携した学習のまとめ(様式は本校校長が別に定める。)を記入し、中学校長を経由して本校校長に提出する。

(イ) 中学校長

中学校長は、次の①から③までの書類を(2)イの期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。

① 中高連携した学習のまとめ

② 学校教育法施行規則第78条の規定による志願者の調査書(様式第2号)

③ 評定(成績評点)集計表(様式第3号)

本校に1部提出する。

ウ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

本校校長は、2月20日(火)正午以降に、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録をした後、令和6年2月21日(水)正午までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

エ 志願者数の公表

本校校長は、本校の学校ホームページへの掲載により、2月9日(金)正午現在の志願者数を同日15時に公表する。

6 選抜

(1) 方針

選抜は、「令和6年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行う。

(2) 自己表現カードの記入

受検票のほかに、検査場内に持ち込みできるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 鉛筆、シャープペンシル |
| ② 鉛筆削り |
| ③ 消しゴム |
| ④ 定規(分度器のついたものや三角定規は不可) |
| ⑤ 時計(スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可) |
| ⑥ ティッシュ(袋又は箱から中身だけ取り出したもの) |

①から⑥以外の物品(携帯電話、コンパス等)を持ち込むことはできない。

(3) 自己表現

ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。

イ 自己表現は、検査官一人当たり15点満点とする。

本校の自己表現の配点は、45点とする。

ウ 使用可能な物品等

(ア) 自己表現では、必要に応じて物品を使用することができる。

(イ) 使用可能な物品は、受検者本人が一人で検査場まで持ち運ぶことができるもの。ただし、安全面で問題があるもの、管理上問題があるものは、持ち込んだり使用したりすることはできない。

(ウ) 物品の持ち運びの際に、台車等を使用することはできない。また、検査場内の備品等(黒板、コンセント等、検査場にあるものを含む。)を使用することはできない。

(エ) タブレット等を使用することができる。ただし、検査会場では、通信機能(インターネットへの接続を含む。)及び録音・録画機能を使用することはできない。

エ その他、自己表現の実施の流れ及び受検上の留意事項等は、広島県公立高等学校入学者選抜実施要項による。

(4) 面接

ア 志願者全員に対して、面接を実施する。

イ 本校の面接の配点は、100点とする。

ウ 面接は、次の評価項目により実施する。

(ア) 志望動機、目的意識、学校理解 (イ) 高校生活に対する意欲・関心 (ウ) 中学校生活の様子、学習意欲

(エ) 面接時における態度・マナー (オ) 課題解決に取り組む意欲

(5) 受検上の注意

ア 検査開始5分前までには、必ず各自の検査場の指定の場所に着席すること。

イ 受検中は、他の受検者と話をすることはもちろん、物品を貸借することも認められない。

(6) 実施期日

令和6年2月28日(水)から2月29日(木)まで

※ 本校の自己表現及び面接については、原則として2月29日(木)に実施する。ただし、一次選抜の志願者数によっては2月28日(水)に実施する場合がある。自己表現及び面接の実施期日及び時間割等は、2月22日(木)12時に本校ホームページに掲載する。

(7) 実施場所

本校

(8) 合格者の決定

ア 中高連携した学習のまとめ、調査書、自己表現及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。

なお、配点の比重については、1:1:1:1とする。

イ 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(9) 合格者の発表

合格者の発表を3月8日(金)10時に本校玄関への掲示により行う。また、同日10時から3月11日(月)正午まで学校ホームページに掲載する。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、同日10時から令和6年3月11日(月)正午までとする。

7 特別措置の申請等

(1) 特別措置の申請等

ア 特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

(7) 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和6年1月5日(金)までに中学校長を経由して県教育委員会に提出し許可を得る。

(4) (7)以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を5(2)ア(7)の期間内に、中学校長を経由して本校校長に提出する。

イ 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者は、自己申告書(様式第6号)を本人が記入し、提出することができる。

志願者は、封をした上で、中学校長に提出する。中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5(2)イの期間内に、本校校長にこれを提出する。

(2) やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず連携型中高一貫教育に関する選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

※ 新型コロナウイルス感染症についても、表の「疾病」に該当する。

ア 手続

(7) 志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を中学校長を経由して本校校長に提出する。

① 追検査受検願(様式第9号)

② 大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書

(4) 中学校長

中学校長は、次の①から③の書類を令和6年3月1日(金)正午までに原則として持参により本校校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

① 追検査受検願(様式第9号)

② 大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書

③ 追検査受検願提出者名簿(様式第10号)

中学校長は、本校校長から交付を受けた追検査受検承認(不承認)通知書(様式第11号)を追検査受検希望者に交付する。

イ 選抜

(7) 検査方法

自己表現及び面接

(4) 実施期日

令和6年3月5日(火)

(ウ) 集合及び検査時間割

時 限	時 刻	検 査 等
	9 : 00～9 : 20	集合・注意
第1時限	9 : 30～9 : 45	自己表現カードの記入
第2時限	10 : 15～	自己表現及び面接

(エ) 実施場所

本校

(オ) 合格者の決定

- a 中高連携した学習のまとめ、調査書、自己表現及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。
なお、配点の比重については、1:1:1:1とする。
- b 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。
- c 合格者は連携型中高一貫教育に関する選抜の定員に含めて決定する。

(カ) 合格者の発表

合格者の発表を3月8日（金）10時に本校玄関への掲示により行う。また、同日10時から3月11日（月）正午まで学校ホームページに掲載する。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認することができる期間は、同日10時から3月11日（月）正午までとする。

8 合格通知書・請書の交付

合格通知書及び請書は、本校で合格者本人に交付する。

なお、合格者は令和6年3月11日（月）正午までに請書を本校校長に提出しなければならない。

※請書と引き換えに入学手続等の書類を配付する。

9 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染症予防の留意点

- (1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。
- (2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）
- (3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

10 その他

- (1) 選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。
- (2) 本校は、土足禁止のため、上履き、下履きを入れる靴袋を持参すること。